

滋賀県市街地再開発事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 知事は、都市再開発法(昭和 4 4 年法律第 3 8 号。以下「法」という。)に基づき市街地再開発事業を推進し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業の実施のため必要な市街地総合再生基本計画、市街地再開発事業基本計画および市街地再開発事業推進計画(以下「基本計画等」という。)を作成する市町村および市街地再開発事業を施行する市街地再開発組合等(法第 1 1 条の規定により設立された市街地再開発組合および施行地区となるべき区域の宅地について所有権または借地権を有するものの 3 分の 2 以上のものが参加している市街地再開発準備組織をいう。以下「組合等」という。)に補助する市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則(昭和 4 8 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市街地再開発事業……法第 2 条第 1 号に規定する事業

(2) 施設建築物……市街地再開発事業によって建築される建築物

(補助対象事業等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業および補助率等は、別表に定めるところによる。

(補助対象事業の施行計画の承認)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとするものは、補助対象事業に係る施行計画を作成し、各年度 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までの間に実施が見込まれる事業量を定めなければならない。

- 2 補助金の交付の申請をしようとするものは、前項に規定する施行計画について、施行計画承認申請書（別記様式第1号）に次の書類を添え知事に提出し、あらかじめその承認を得なければならない。

添付書類

施行計画承認調書（別記様式第2号）

- 3 補助事業者は、前項に基づく知事の承認を得た後にその内容について変更が生じた場合は、施行計画変更承認申請書（別記様式第3号）に前項に準じた書類を添え提出期日までに知事に提出し、その承認を得なければならない。

提出期日……知事が別に通知する日

- 4 知事は、第2項および前項に規定する施行計画承認の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助事業を実施するにあたり適当であると認めた場合は、その承認を行うことができる。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとするものは、前条第2項の規定に基づく施行計画承認の内容（前条第3項の規定に基づき施行計画変更承認を得た場合はその内容）に準じて申請を行うものとする。ただし、知事が特に認める場合はその限りでない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない間接補助事業者に係る部分については、この限りでない。

（交付申請書の添付書類）

第6条 規則第3条に規定する補助金交付申請書の提出期日および添付書類は、次のとおりとする。

(1) 提出期日……知事が別に通知する日

(2) 添付書類

ア 事業計画書（別記様式第4号）

イ 交付申請額の算出方法等（別記様式第5-1号）

ウ 国交付金交付申請書（添付図書を含む。）の写し

エ 予算議決書（別記様式第6号）

オ 施行計画承認申請書（変更申請を行っている場合は施行計画変更承認申請書。添付書類を含む。）の写し

(3) 補助金の交付を受けようとする事業の国交付金の交付決定を過年度すでに受けている場合における添付書類

ア 事業計画書（別記様式第4号）

イ 交付申請額の算出方法等（別記様式第5-2号）

ウ 施行計画変更承認申請書（添付書類を含む。）の写し

（交付条件）

第7条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

(1) この事業について、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア この事業の内容を変更する場合

イ この事業に要する経費の配分を変更する場合

ウ この事業を中止し、または廃止する場合

(2) この事業が完了予定期日までに完了しない場合、またはこの事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

なお、この事業が当該年度末までに完了しない場合は、速やかに知事の承認を得て、既交付決定額を当該年度末の出来高に対する事業費に係る補助金額に変更すること。

(3) この補助金について、当該地方公共団体の歳入歳出予算における予算科目別の計上金額を明らかにする調書を作成すること。

(4) 組合等に対し、この事業に係る補助金を交付する場合には、第1号および第2号に準じた条件を付して当該組合等に対し補助金を交付する

旨を通知すること、およびこの事業が完了した場合は、当該事業の成果が交付決定の内容に適合しているかどうか調査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知をすること。

(申請の取下げ)

第 8 条 規則第 7 条に規定する申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して 15 日を経過した日までとする。ただし、知事が必要と認めたときは、この期日を変更することができる。

(補助金の経理)

第 9 条 補助事業者は、県の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、保存しておかなければならない。

(事業内容等の変更)

第 10 条 補助事業者は、次の各号に掲げる事業の内容の変更、または事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合には、事業内容変更承認申請書(別記様式第 7 号)を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(1) 施設建築物(共同施設を含む。)の位置、形態の変更

(2) 事業を施行する区域の変更

(3) 補助金の額に変更を生ずる事業内容の変更

2 補助事業者は、前項の変更以外の変更をした場合においては、すみやかに知事に報告しなければならない。

3 第 6 条の規定は第 1 項の変更について準用する。

(事業の廃止等)

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付決定後において事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 12 条 規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書の提出期日、および添付書類は、次のとおりとする。

(1) 提出期日……補助事業完了後 1 か月以内または翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日

(2) 添付書類

- ア 事業実施状況調書（別記様式第8号）
- イ 補助金精算調書（別記様式第9号）
- ウ 事業の成果を示す図書（写真を含む。）

2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金等の交付決定の通知および額の確定の通知）

第13条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は規則第3条の補助金等交付申請書の、規則第13条の規定による補助金等の額の確定の通知は規則第12条の補助事業等実績報告書の提出があった日からそれぞれ30日以内に行うものとする。

（補助金の交付）

第14条 規則第15条に規定する補助金交付請求書の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業実績報告書の写し
- (2) 額の確定通知書の写し

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第10号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の交付に際して付すべき条件）

第16条 補助事業者は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 第5条第2項、第12条第2項、第15条に規定するところに準ずること。

付則

この要綱は、昭和49年1月18日から施行し、昭和48年度の補助金から適用する。

付則

この改正後の要綱は、昭和54年4月1日から施行し、昭和54年度の補助金から適用する。

付則

この改正後の要綱は、平成2年2月5日から施行し、平成元年度の補助金から適用する。

付則

- 1 この改正後の要綱は、平成10年10月30日から施行し、平成10年度の補助金から適用する。
- 2 施行日においてすでに交付決定を受け事業を行っている場合は、第4条第1項の規定は「補助金の交付の申請をしようとするものは」を「今年度すでに交付の決定を受けているものは」と、また、第4条第2項の規定は「補助金の交付の申請をしようとするものは」を「今年度すでに交付の決定を受けているものは」と、「あらかじめその承認を得なければならない」を「速やかにその承認を得なければならない」と読み替えるものとする。

付則

この改正後の要綱は、平成22年9月10日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

付則

この改正後の要綱は、平成29年5月1日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

付則

この改正後の要綱は、令和4年5月27日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

別 表

補助対象事業および補助率

経費の区分	補助事業者	事業施行者	補助の対象	補助率
基本計画等作成費	市町村	市町村	市町村が市街地再開発事業を行うために必要な基本計画等の作成に要する経費。	<p>国交付基本額の1/3以内で、かつ、国交付金額をこえないものとする。</p> <p>なお、国交付金について過年度既に交付の決定を受け繰越を行っている場合は、その繰越金額に相当する国交付基本額の1/3以内とする。</p>
市街地整備費 (調査設計計画費) (土地整備費) (共同施設整備費)	市町村	組合等	<p>組合等が次に掲げる事業を行うのに要する経費について市町村が補助する場合における当該補助に要する経費。</p> <p>イ 事業計画および権利変換計画の設定ならびに建築物の設計ならびに地盤調査に要する経費</p> <p>ロ 仮設建築物の設置、既存建築物の除却整地等の土地整備に要する経費</p> <p>ハ 共同施設の整備、通路、駐車場、児童遊園、緑地、広場、供給処理施設等の整備に要する経費のうち事業施行者が負担する経費</p>	<p>国交付基本額の1/6以内で、かつ、その額は市町村の負担する額をこえないものとする。</p> <p>なお、国交付金について過年度既に交付の決定を受け繰越を行っている場合は、その繰越金額に相当する国交付基本額の1/6以内とする。</p> <p>ただし、非常災害により建築物が滅失した場合において、その災害があった市町村の区域内において行われる市街地再開発事業で知事が認めるものについては、非常災害の発生した日から1年以内に補助金の交付申請があったときに限り上記の補助率が「1/6以内」とあるのは「1/5以内」と読みかえるものとする。</p>

別記様式第1号

番 号
年 月 日

滋賀県知事 あて

申請者 氏 名

市街地再開発事業施行計画承認申請書

[地 区 名]

今般、市街地再開発事業を施行するにあたり、施行計画について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記様式第2号

市街地再開発事業施行計画調書 [地区名]

(単位：千円)

種 別	総事業費	総国交付 基本額	補助 率	年 度 別 計 画						総県費補助 金 額	備 考
				年 度		年 度		年 度			
				国交付 基本額	県費補助 金 額	国交付 基本額	県費補助 金 額	国交付 基本額	県費補助 金 額		
基本計画等作成											
調査設計計画	事業計画作成費										
	地盤調査費										
	建築設計費										
	権利変換計画作成費										
	小 計										
土地整備計画	建築物除却等費										
	仮設店舗等設置費										
	補償費等										
	小 計										
共同施設整備											
合 計											

(注1) 各年度毎の事業内容のわかる図書を添付のこと。

(注2) 変更に係る場合は、各記入欄を2段書きとし、上段に()書きで変更前の内容を記入のこと。

(注3) 国交付金について繰越を行う場合は、備考欄にその旨記載するとともに、繰越額に相当する国交付基本額および県費相当額を記載すること。なお、その場合は国交付金に係る繰越調書の写しを併せて添付のこと。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

滋賀県知事 へ

申請者 氏 名

市街地再開発事業施行計画変更承認申請書

[地 区 名]

年 月 日付け滋住第 号で施行計画の承認を受けた標記事業について、今般下記事由によりその内容に変更が生じたため変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 今回変更に係る部分の内容
2. 変更事由

事業計画書

事業実施地区名		
整備内容		
種別	事業費 (千円)	事業量 (ha)
基本計画等作成		
調査設計計画		
土地整備		
共同施設整備		
合計		
着手予定日		
完了予定日		
整備方法		

交付申請額算出表

(単位：千円)

種 別	事 業 量 (㎡)	補助対象 事業費 (A)	国 交 付 基 本 額 (B)	補 助 率 (C)	県費補助 申 請 額 (B)×(C)	(A) の 費 用 の 負 担 内 訳					備 考
						国 交 付 金 (イ)	県 費 補 助 金 (ロ)	市 町 村 負 担 (ハ)	小 計 (イ)+(ロ)+(ハ)	組 合 負 担	
基本計画等作成											
調査設計計画	事業計画作成費										
	地盤調査費										
	建築設計費										
	権利変換計画作成費										
	小 計										
土地整備	建築物除却等費										
	仮設店舗等設置費										
	補償費等										
	小 計										
共同施設整備											
合 計											

(注) 共同施設欄の記入にあたっては、各補助項目ごとの金額がわかるものを添付のこと。

交付申請額算出表

(単位：千円)

種 別	事業量 (㎡)	前 年 度 国 交 付 金 繰 越 額	前年度国交付金 繰越額に相当する 交付対象事業費	前年度国交付金 繰越額に相当する 国交付基本額 (A)	補 助 率 (B)	県費補助申請額 (A) × (B)	備 考
基本計画等作成							
調査設計計画	事業計画作成費						
	地盤調査費						
	建築設計費						
	権利変換計画作成費						
	小 計						
土地整備	建築物除却等費						
	仮設店舗等設置費						
	補償費等						
	小 計						
共同施設整備							
合 計							

(注1) 前年度国交付金繰越額欄の記入にあたっては、その根拠となる積算内訳書を添付のこと。

(注2) 共同施設整備欄の記入にあたっては、各補助対象項目ごとの金額がわかるものを添付のこと。

会 計 名 ○ ○ 会 計

予 算 議 決 書 (抜 す い)

歳 入 予 算

(単位：千円)

財源区分	区 分 財源内訳	○ ○ 事 業			
		当 初	第 回 補 正	第 回 補 正	計
		議 決 年 月 日	議 決 年 月 日	議 決 年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
一般財源	税 収 入				
特定財源	国 交 付 金 県 費 補 助 金 地 方 債 そ の 他 の 財 源				
計					

歳 出 予 算

(単位：千円)

予 算 科 目	○ ○ 事 業			
	当 初	第 回 補 正	第 回 補 正	計
	議 決 年 月 日	議 決 年 月 日	議 決 年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
(目)				
(節)				

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日
補助事業者 氏 名

(記載上の注意)

1. 本表は当該申請事業に係る予算のみを抜すいして記載すること。
2. 事業欄には申請に係る該当事業名を記載して予算議決(補正を含む。)ごとに予算額および議決年月日を記載する。なお補正予定があれば○月議決予定として記載すること。
3. 歳出予算科目は(目)および(節)まで記載すること。

別記様式第7号

番 号
年 月 日

滋賀県知事

あて

申請者 氏 名

年度市街地再開発事業の事業内容
変更承認申請書 [地 区 名]

年 月 日付け滋賀県指令住第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業については、今般下記のとおり事業内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更内容
2. 変更理由
3. 関係書類 交付申請額算出表（別記様式第2号）

（注）内容の変更に伴って補助金額に変更がある場合には、第4条の補助金交付申請の様式を準用し、当初を赤色、変更後を黒色で記載すること。なお、添付図面は変更に係る部分のみ添付すること。

事業実施状況調査書

補助事業の名称								
補助金交付決定額 千円				事業実施期間				
補助金精算額 千円				自		年	月	日
				至		年	月	日
事業施行者名	種別	計画			完了			
	基本計画等作成	ha			ha			
事業施行者名	種別	計画			完了			
		事業量			事業量			
	事業計画作成							
	地盤調査	本	m		本	m		
	建築設計	延べ	m ²		延べ	m ²		
	建築物除却	延べ	m ²		延べ	m ²		
	権利変換計画作成							
	共同施設整備							
事業施行者名	種別	計画			完了			
		構造	耐用年数	戸数	構造	耐用年数	戸数	
	建設							
	移設							
	補修							
	附帯事業							

番 号
年 月 日

滋賀県知事 あて

申請者 氏 名

市街地再開発事業 [地区名]

消費税等仕入れ控除税額報告書

年 月 日付け滋住第 号で交付決定通知があった標記事業について、滋賀
県市街地再開発事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、下記のとおり報告しま
す。

記

- | | | |
|-------------------------------|---|---|
| 1. 年 月 日付け滋住第 号により補助金の額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2. 実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除額 | 金 | 円 |
| 3. 消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

担当課 :

担当者 :

電話 :

MAIL :